

「さいたま市営繕工事における週休2日工事実施要領」に関するQ&A

(令和8年10月時点)

1. 週休2日について

問1-1 祝日に現場閉所（現場休息）した場合、休日と認められるのでしょうか。

(答)

対象期間に含まれていれば、休日として認められます。

問1-2 週を「原則として、土曜日から金曜日までの7日間」としているのはなぜですか。

(答)

週休2日は、対象期間の全ての週において、原則として現場閉所（現場休息）日を土曜日及び日曜日とし、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいいます。現場閉所（現場休息）日を土曜日及び日曜日としない場合は、受発注者間の協議により同一の週内において変更するものとしています。

天候不順等の突発的な事象により、土曜日又は日曜日に現場作業を行わざるを得ない場合、同一の週内において現場閉所（現場休息）日の変更が可能となるように、週を原則として、土曜日から金曜日までの7日間としています。

2. 対象期間の考え方

問2-1 工事着手日の考え方を教えてください。

(答)

工事着手日とは現場に継続的に常駐した最初の日としており、受発注者間で協議の上決定することとしています。

〔例〕現場事務所設置日、仮囲い設置日等

問2-2 現場完了日の考え方を教えてください。

(答)

現場が完了した日としており、受発注者間で協議の上決定します。

なお、現場完了後から工事完成日までの期間で工事書類等の作成をすることは考えられますが、その場合は「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」に該当すると考え対象期間外の期間とします。

問２－３ 発注者側の都合で休日に工事をした場合は、休日として認められますか。

(答)

受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象期間に含まないこととしています。

問２－４ 天災(豪雨、台風、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間や、工事事故等により現場が止まった場合の期間は対象期間に含まれますか。

(答)

受注者の責によらない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として受発注間の協議により対象期間から除外する期間を決定します。

問２－５ 夏季休暇３日間は土日を含めても問題ないでしょうか。

(答)

土日を含めても問題ないですが、建設業における週休２日の推進等の休日確保の環境整備を進め、建設業を魅力ある産業としていくためにも、極力土日を含まない平日とし、まとまった休日確保の検討をお願いします。

３．休日(現場閉所(現場休息)日)について

問３－１ 現場閉所(現場休息)の状況を実際に現場に行って確認する必要がありますか。

(答)

現場での確認はせず、日報、月報等で現場閉所(現場休息)状況を確認します。

問３－２ 当日に急遽現場閉所(現場休息)とした場合、現場閉所(現場休息)日として認められますか。

(答)

日報、月報等で現場閉所(現場休息)状況を確認できれば、現場閉所(現場休息)日として認めます。

問３－３ 現場閉所(現場休息)日は半日単位で認められますか。

(答)

認められません。現場閉所(現場休息)日は１日単位とします。

4. 多様な働き方の取扱いについて

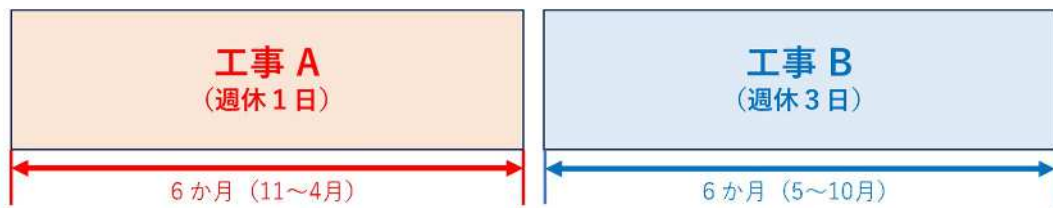
問4-1 1年単位の変形労働時間制とは、具体的にどのような働き方ですか。

(答)

＜具体例1＞ 1年単位の変形労働時間制

11～4月を週休1日、5～10月を週休3日とする1年単位の変形労働時間制を採用している受注者が工事A（工期11月～4月）を施工する場合

⇒ 工事Aの対象期間内は週休1日となるが、1年単位で週休2日が確保されているので、工事Aを週休2日に類似する取組とみなす。

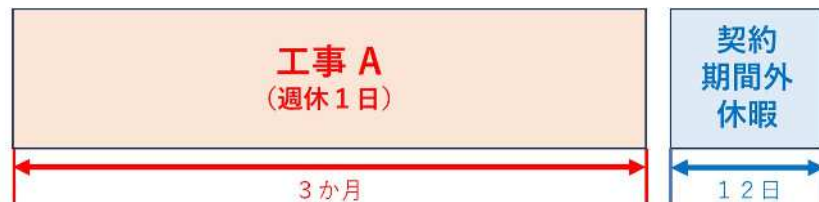


＜具体例2＞ 契約期間外での休暇取得

工事A：週休1日×3か月＝12日の休日を取得

契約期間外休暇：契約期間に引き続き12日間の連続休暇を取得

⇒ 工事Aおよび契約期間外休暇の休日数を合計すると、工事Aで必要となる24日間（4週8休）の休日確保ができている状態と言える。



問4-2 旧要領における月単位の週休2日及び通期の週休2日とは何ですか。

(答)

【月単位の週休2日】

対象期間の全ての月において、4週8休（現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上を行うことをいう。

ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、達成しているものとみなす。

【通期の週休2日】

対象期間において、4週8休（現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日））以上を行うことをいう。

問4－3 旧要領における月単位の週休2日及び通期の週休2日の現場閉所（現場休息）率の算出方法を教えてください。

（答）

【月単位】当該月の「休日取得日数」を当該月の「対象期間」で除したものになります。

【通 期】「休日取得日数」を「対象期間」で除したものになります。

（小数点第4位を切り捨て）

<計算例>

工 期：7月1日（月） から 8月31日（土） まで（62日間）

現場着手日：7月16日（火）

現場完了日：8月27日（火）

夏 季 休 暇：8月13日（火） から 8月15日（木） まで（3日間）

対 象 期 間：7月16日（火） から 8月12日（月）

および 8月16日（金） から 8月27日（火） まで（計40日間）

休 日：12日間（7月：4日間、8月：8日間）

7月21日（日）、22日（月）、28日（日）、29日（月）

8月4日（日）、5日（月）、11日（日）、12日（月）

18日（日）、19日（月）、25日（日）、26日（月）

（1）月単位の現場閉所率

$$7\text{月現場閉所率} = \frac{7\text{月の休日数}}{7\text{月の対象期間}} = \frac{4\text{日間}}{31\text{日間} - 15\text{日間}} = 0.25 \rightarrow 28.5\% \text{未満}$$

であるが、7月の対象期間内における暦上の土曜日・日曜日（7月20日（土）、21日（日）、27日（土）、28日（日））の日数の割合が28.5%に満たなく、土曜日・日曜日の合計日数（4日間）以上の現場閉所（現場休息）を行っているので、月単位の4週8休以上達成となる。

$$\text{8月現場閉所率} = \frac{\text{8月の休日数}}{\text{8月の対象期間}} = \frac{8 \text{ 日間}}{31 \text{ 日間} - 7 \text{ 日間}} \approx 0.333 \rightarrow 28.5\% \text{以上}$$

(2) 通期の現場閉所率

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{休日数}}{\text{対象期間}} = \frac{12 \text{ 日間}}{40 \text{ 日間}} = 0.3 \rightarrow 28.5\% \text{以上}$$